

2021年4月22日

各 位

アンリツ株式会社

代表取締役社長 濱田 宏一

アンリツインフィビス株式会社

代表取締役社長 西脇 力

吸収分割に関する事後備置書面

(吸収分割承継会社／会社法第801条第3項第2号および会社法施行規則第201条に基づく事後備置書面)

(吸収分割会社／会社法第791条第2項および会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

アンリツ株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）とアンリツインフィビス株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）は、2020年12月23日付にて締結した吸収分割契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、吸収分割承継会社が吸収分割会社の製造本部製造部の一部及び計量検定部が担う事業以外の事業を承継する吸収分割（以下「本会社分割」といいます。）を行いましたので、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 吸収分割会社における株主からの吸収分割をやめることの請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求および債権者の異議に関する手続の経過

①会社法第784条の2の規定による請求に係る手続

吸収分割会社に対し、吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

②反対株主の株式買取請求

吸収分割会社は吸収分割承継会社の完全子会社であるため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

③新株予約権買取請求

吸収分割会社は新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

④債権者の異議

本会社分割に際し、重疊的債務引受の方法による債務の承継が行われていますので、吸収分割会社の債権者は効力発生日後も引き続き同社に対してその債務の履行を請求することができることから、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における株主からの吸収分割をやめることの請求、反対株主の株式買取請求および債権者の異議に関する手続の経過

①会社法第796条の2の規定による請求に係る手続

本会社分割は会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

②反対株主の株式買取請求

本会社分割は会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

なお、2021年2月17日付で吸収分割承継会社の株主に対して、本会社分割に関する公告を行ったところ、所定の期間内に株主から本会社分割に反対する旨の通知はありませんでした。

③債権者の異議

吸収分割承継会社は、2021年2月17日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。所定の期間内に本会社分割について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、効力発生日をもって、吸収分割会社の製造本部製造部の一部及び計量検定部が担う事業以外の事業に係る資産、負債およびその他の権利義務の一切を引き継ぎました。吸収分割承継会社が吸収分割会社から引き継いだ資産および負債の額（概算値）は次のとおりです。

吸収分割会社の名称	資産の額（単位：百万円）	負債の額（単位：百万円）
アンリツインフィビス株式会社	11,388	2,431

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2021年4月5日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

前記写しは原本と相違ありません。

2021年 4月 22日

神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号

アンリツ株式会社

代表取締役 濱田 宏一

